

相談事例

《相談の内容》

70歳代のひとり暮らしの女性宅に「**不用な着物を引き取ります**」という電話があり、断ったが、翌日、**リサイクル業者を名乗る**男性が二人来た。着物はなかったが、宝石を見せると**買い取りを希望していないのに**、無断でかばんに詰め、**少額の買い取り費**を置いて帰った。宝石は高価なもので、だまされたと思ったが、恥ずかしくて誰にも相談できず、体調も悪くなった。

リサイクル業者がやってきて、高価な宝石をただ同然で持って行かれた！

《対応の内容》

リサイクル業者は古物営業法により警察への許可申請が必要ですが、契約内容を記載した書面の交付は義務づけられていません。また、来訪した担当者が宝石の鑑定士とは限らず、適切な価格設定がされない可能性もあります。

この事例では、業者は「処分を頼まれた物を適切な価格で買い取った」と言い分は食い違っており、また、契約から1カ月以上経ってからの相談であり、宝石は全て処分された後だったため、解約交渉はできませんでした。

しかし、ひとり暮らしの高齢者宅に上がり込み契約を強要するなどの問題点を指摘して交渉したところ、明細書を出すこと、買い取り価格についても検討するとの回答を得ました。

身守りのポイント

高齢者の中には身の回りの物を処分してシンプルに暮らしたいと考える方もいますが、**見知らぬ業者を安易に家の中へ入れることのないよう注意**したいものです。また、万一トラブルに遭った場合は、**できるだけ早く周りの人に相談**するように伝えてください。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

〈連絡・問い合わせ先〉 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111